

第 2 回検討会における質問事項への回答

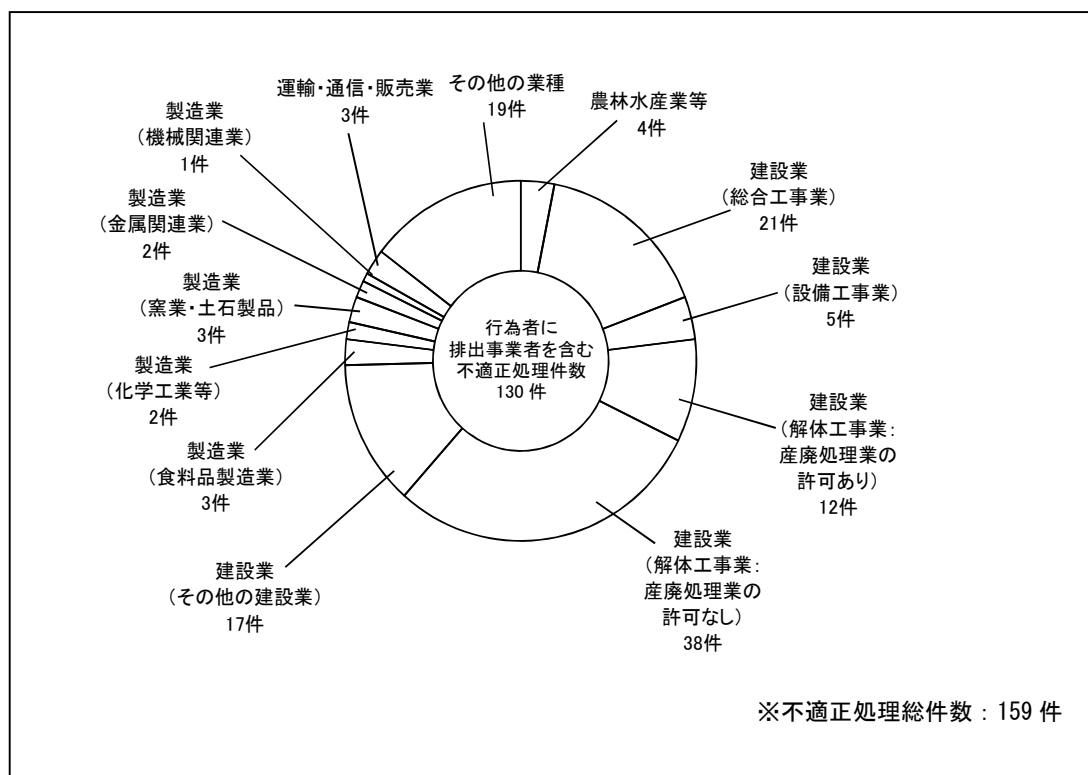
- 1 排出事業者による不適正処理事案について 1
- 2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度の
流れについて 2

1 排出事業者による不適正処理事案について

○質問事項

「不法投棄等実態調査」の結果として、不適正処理事案は排出事業者によるものが多いとあるが、排出事業者の内訳はどのようなになっているのか。

- 排出事業者単独による不適正処理（113 件）と排出事業者を含む複数による不適正処理（17 件）を合わせた件数(130 件)における業種別内訳は、以下の図のとおりである。



行為者に排出事業者を含む不適正処理件数（業種別・平成 25 年度新規判明事案）

2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度の流れについて

○意見

第1回検討会において、「産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度のフロー図について、不法投棄のように原因者不明の場合でも財政支援の対象となる場合があると思うが、記載が不正確ではないか。」との意見があり、第2回検討会において、原因者以外の者による支障の除去等については、「排出事業者等が、不適正な処理が行われると知り、または知ることができたときだけではなく、その他第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときという要件も含まれており、説明は正確を期すべきだ。」との意見があった。

※上記意見を踏まえ、第2回検討会の資料2の2について、以下のとおり加筆修正する
(修正箇所：下線部)。

1. 廃棄物処理法上の原則

廃棄物処理法第19条の5において、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者や委託をした者等に対して、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる旨規定されている。

2. 原因者不明の場合について

廃棄物処理法第19条の8第1項第2号において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、措置命令を発出すべき相手が確知できない場合は、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる旨規定されている。

3. 原因者以外の者による支障の除去等について

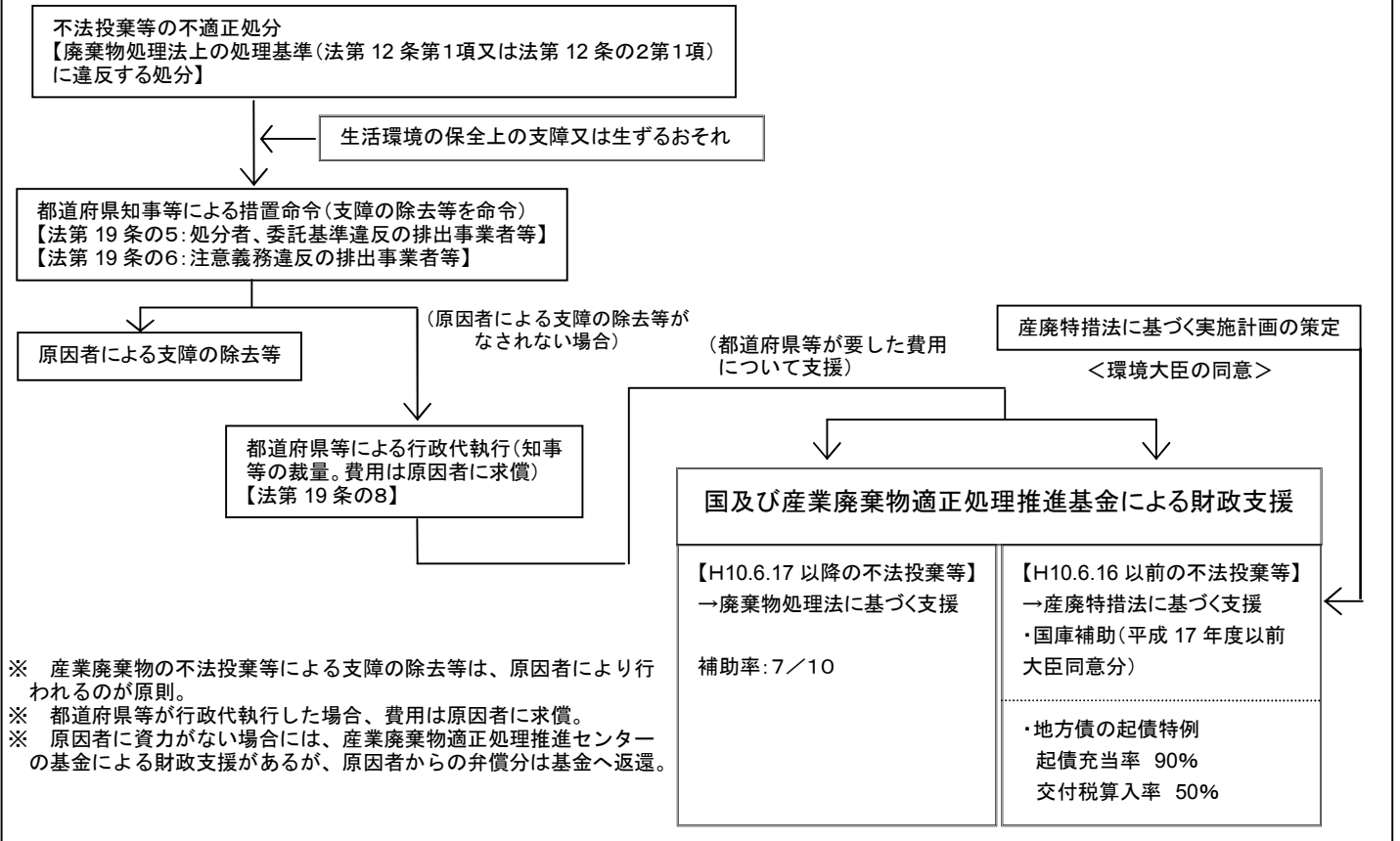
廃棄物処理法第19条の6において、基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った者のみによっては支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき、排出事業者等が、処理に関し適正な対価を負担していないとき、不適正な処理が行われると知り、または知ることができたときその他排出事業者責任の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときは、都道府県知事は排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる旨規定されている。このため、処分者等だけでなく、排出事業者等により支障の除去等が行われる場合もあり得る。

4. まとめ

以上を踏まえ、第1回検討会の資料3「不法投棄・不適正処理の現状について」26ページ「産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について」を別紙のとおり修正することとする。

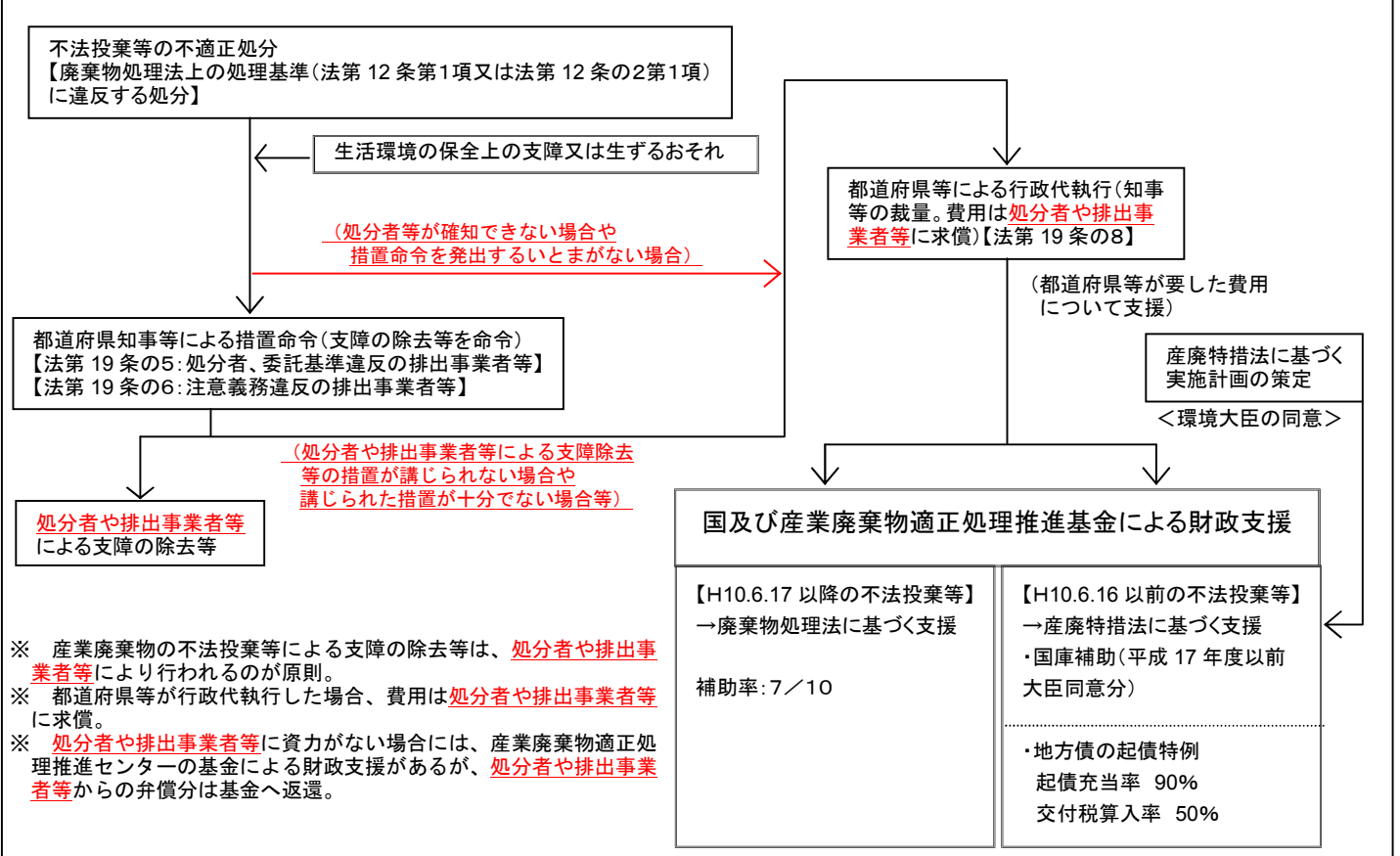
修正前

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



修正後

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抄)

第 12 条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。…中略…）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（…中略…以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～13 略

第 12 条の 2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（…中略…以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～14 略

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第 19 条の 5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（…中略…）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第 19 条の 8 において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。）

二 第 12 条第 5 項若しくは第 6 項、第 12 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の 4 第 16 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ 第 12 条の 3 第 1 項（…中略…）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第 12 条の 3 第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ 第 12 条の 3 第 3 項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第 12 条の 3 第 3 項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

ニ 第 12 条の 3 第 4 項若しくは第 5 項又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項又は第 10 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

ヘ 第 12 条の 3 第 8 項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト 第 12 条の 4 第 2 項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

チ 第 12 条の 4 第 3 項又は第 4 項の規定に違反して、送付又は報告をした者

リ 第 12 条の 5 第 1 項（第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

ヌ 第 12 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

ル 第 12 条の 5 第 10 項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四 前三号に掲げる者が第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第 12 条第 5 項若しくは第 6 項、第 12 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の 4 第 16 項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

2 略

第 19 条の 6 前条第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（…中略…以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 略

第 19 条の 8 第 19 条の 5 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。…中略…

- 一 第 19 条の 5 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第 19 条の 5 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。
- 三 第 19 条の 6 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 都道府県知事は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 都道府県知事は、第 1 項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。

4 都道府県知事は、第 1 項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第 19 条の 6 第 1 項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

5～6 略